

幼稚園等就園奨励費補助金《減免限度額》

(年額)

ランク	世帯の区分	兄弟の人数	減免限度額
A	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	いない場合	316,000 円
		1人	316,000 円
		2人以上	353,000 円
B	平成30年度市町村民税の額が非課税の世帯 (均等割のみ課税の世帯を含む)	いない場合	280,000 円
		1人	308,000 円
		2人以上	353,000 円
C	平成30年度市町村民税所得割の額が34,500円にⅠ,Ⅱを加えた額以下の世帯 Ⅰ 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 Ⅱ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	いない場合	187,200 円
		1人	247,000 円
		2人以上	353,000 円

ランク	世帯の区分	小学校1年生から3年生の兄弟がいない世帯(ア)		小学校1年生から3年生の兄弟が1人いる世帯(イ)		小学校1年生から3年生の兄弟が2人以上いる世帯(ウ)	
		就園している園児	減免限度額	就園している園児	減免限度額	就園している園児	減免限度額
D	平成30年度市町村民税所得割の額が171,600円にⅢ,Ⅳを加えた額以下の世帯 Ⅲ 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 Ⅳ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円	1人目	62,200 円	1人目	185,000 円	1人目以降	308,000 円
		2人目	185,000 円	2人目以降	308,000 円		
		3人目以降	353,000 円				
E	平成30年度市町村民税所得割の額が327,300円にⅤ,Ⅵを加えた額以下の世帯 Ⅴ 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 Ⅵ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円	1人目	21,000 円	1人目	154,000 円	1人目以降	308,000 円
		2人目	154,000 円	2人目以降	308,000 円		
		3人目以降	353,000 円				
F	上記のAからEまでの区分のいずれにも該当しない世帯	1人目	10,000 円	1人目	154,000 円	1人目以降	308,000 円
		2人目	154,000 円	2人目以降	308,000 円		
		3人目以降	353,000 円				

年度途中での入退園、市外からの転入または転出の場合、表の額より減額されます。

※扶養親族の年齢は、2017年12月31日時点の年齢です。

〈注意事項〉幼児教育施設で週3日・4日保育の場合は、ランクがEまたはFになります。

1. 市町村民税の額は、対象園児と同生計の父母等の課税額の合算額になります。単身赴任等で世帯が別の場合も、対象園児と同生計の場合は課税額を合算します。父母以外(祖父母・おじ・おば等)が生計中心者となっている場合は、その方の課税額も合算されます。
2. 市町村民税の額は、租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除の適用前の額となります。
3. 保育所・認定こども園・特別支援学校幼稚部・知的障がい児通園施設・難聴幼児通園施設・肢体不自由児施設通園部・情緒障がい児短期治療施設通所部に通う又は児童デイサービスを利用する就学前の兄弟がいる場合、幼稚園に通う園児は「2人目」または「3人目以降」の額となります。
4. 婚姻歴のないひとり親家庭で児童扶養手当を受給している世帯は寡婦(夫)控除のみなし適用を行います。
5. A～Cランクについては、兄弟は年齢に上限をもうけませんが、生計を一にする者に限ります。
6. D～Fランクについては、小学校1年生から3年生の兄弟がいる世帯(イ)(ウ)であっても、世帯の減免額合計が(ア)の区分を適用した方が多くなる場合は(ア)の区分により減免されます。
7. 減免額は、幼稚園等に納入した入園料・保育料の額が限度となります。
8. 保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が、配偶者のない者で現に児童を扶養している者(保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合は除く)、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)、また特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る)、国民年金の障がい基礎年金受給者その他要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村の長が認める者でA～Cランクに該当の場合は、裏面の《ひとり親世帯等の減免限度額》になります。

《ひとり親世帯等の減免限度額》

(年額)

ランク	世帯の区分	兄弟の人数	減免限度額
A	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	いない場合	316,000 円
		1人	316,000 円
		2人以上	353,000 円
B	平成30年度市町村民税の額が非課税の世帯 (均等割のみ課税の世帯を含む)	いない場合	316,000 円
		1人	316,000 円
		2人以上	353,000 円
C	平成30年度市町村民税所得割の額が34,500円にI,IIを加えた額以下の世帯 I 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 II 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	いない場合	272,000 円
		1人	308,000 円
		2人以上	353,000 円